

役務提供契約又は指図権利の売買契約の申込者等は、その役務提供契約又は売買契約につき申込みの撤回を行った場合に於いて、当該役務提供契約又は当該指定権利に係る役務の提供に伴い、申込者等の土地は建物その他の工作物の現状が変更されるときは、当該役務提供事業者又は当該指定権利の販売業者に對し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。

その日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは指定権利の売買契約又はその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約

は役務提供者又は債権を履行する者。当該役務提供者は、役務提供約に基づき債権を履行することにより申込者等にとつて該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若しくは指定権利の分量がその日常生活において通常必要とされ、かつ、超過するものを超えないこととし、超過するものは当該役務提供約に係る役務と同種の役務の提供を受け、超過若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされ、かつ、超過するものは分量を超えて超過することとなることを認め、又は申込者等にとつて該売買契約に係る商品

(訪問販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消)

ら六月間行わないときは、時刻によつて消滅する。当該売買契約又は当該役務提供契約の締結の時から五年を経過したとき

（通信販売についての広告）
第二条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合

り、これらの事項を記載した書面を遅滞なく交付し、又はこれら他の事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られるもの）であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を遅滞なく提供する旨の表示をする場合には、販売業者又は役務提供者等は、主務官庁で定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができる。

（誇大広告等の禁止）
 第二条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について虚偽をするときは、当該商品の生産又は当該権利若しくは当該

該役務の内容、当該商品若しくは当該権利の売買契約中申込みの撤回又は売買契約の解除に關する事項 第十五条の第一項ただし書に規定する特約が關合する場合には、その内容を相違するものとし、主務省で定める事項について、著しく内容が相違する表示をし、又は實際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利である人を誤認させるような表示をしてはならない。

用に係る電子計算機の映像面に表示されるようにする方法により行う広告をいう。以下同じを）をしてはならない。

一 相手方となる者の請求に基づき、通信販売をする場合の商

二 当該販売業者の販売する商品若しくは指定権利若しくは当

務提供契約の申込みをした者又はこれらにつき売買契約若しくは役務提供契約を締結した者に対し、主務省令で定める方法により当該申込み若しくは当該契約の内容又は当該契約の

前項に規定する役務を得た相手方は、別に規定する請求を受けた売電業者又は受託提供事業者は、当該通信販売電メーカに広告の相手方から通信販売電メーカに広告の提供を受ける旨の意思表示を受けたときは、当該相手方に対し、通信販売電メーカに広告をするにすぎない。ただし、当該表示を受け後に再び通信販売電メーカに広告をするにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、これ限りでない。

⑤ 前二項の規定は、販売業者又は役務提供事業者が他の者に子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならぬ。

[illegible]

② 略

第二条の五（改正により追加）

第三十三条① 販売業者又は役務提供者は、商品若しくは指定権利又は役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みをした

の提供に先立つて当該商品若しくは当該権利の代金又は当該事務の対価の全部又は一部を受領することとする通信販売をする場合において、郵便等により当該商品若しくは当該権利又は

と認めない。その申込みを承諾する旨は承諾しない旨をの申込みをした者に通知している場合には、その旨、その他主務官令で定める事項とする者に書面による通知しなければならない。ただし、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務に対する対価の全部又は一部を受領した遅滞なく当該商品を交付する若しくは当該権利を移転し、又は当該役務を提供したときはこの限りでない。

項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合における、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その売業者又は役務提供者事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示して提供すること。

を指し示すことができる
一一三 (略)
② (略)
③④ (改正により追加)
⑤ (業務の停止等)
第十五条① 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者若しくは
第十三条、第十二条、第十二条の二(第五項を除く。)若しくは
第十三条第一項の規定に準又は若しくは前条第一項各号に掲げ

新第一五条之二（改正により追加）

条件について広告をした販売業者が当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みを

においては、購入者」といふ。この売買契約に係る商品の引渡しは指定権者の移転を受けた日から起算して八日を経過したとき、以下に於て「申込みの撤回」といふ。この約の解除、即ちこの条において「申込みの撤回」といふを行うときは、ただし、当該販売業者が申込みの撤回について特約を当該売主と定めた場合、当該売買契約が電子消費契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に關する法律（平成十三年法律第九十五号）第四条に規定する消費者保護法に該する場合はその他本条第４項で定める電子方法であつて、当該広告につき、かつ、広告に表示する方法以外の方法であつて、主務省令で定める方法により表示していた場合には、この限りでない。

申込の撤回があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は指定権力の移転がなされているときは、その取り戻しは返還を要せず、費用は、購入者の負担とする。（改定後の二五の三）

電話勧誘販売における書面の交付

第八條 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘行為による電話勧誘顧客から商品若しくは役務権利につき当該電話買契約の申込を郵便便により送り、又投付すること、当該電話買契約の申込みを郵等により受けたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項については、申込みの内容を記載した書面をの申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みをけた際の売買契約又は役務提供契約を締結した場合においては、この限りでない。

一四條

第五節 第十四條第一項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項（同條第二項から第四項までの規定に関する事項）は、同第三項又は第四項の規定に關する事項を含む。（略）

九條（一） 往書略

一電話誘行行為より、電話勧誘顧客と商品引渡し指定権利につき当該電話買契約を郵便等により締結したときは、役務についで当該役務提供契約を郵便等により締結したとき、

二電話誘行行為より当該電話契約から商品引渡しの申込み又は義務について当該電話契約又は当該役務提供契約の申込みを郵等により受け、その売買契約又は役務提供契約を締結したとき、

販売業者又は役務提供者は、前項第二号に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際、商品を引き、若しくは指權力移転し、又は役を提供し、かつ、商若しくは指定権の代金は役務対価の一部を受

[illegible]

第三案、主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十二条から第十四条までの規定に違反し、又次に掲げる行為をした場合において、電話勧誘販売に係る取組の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあることと認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 略

二 電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該販売業者又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘販売又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼす事項を必要としない事項として、第一項第号から第十号までに掲げるものを除くこととする。故意に事実を告げない。

新三、四、改正により追加

三 前号に掲げるもののほか、電話勧誘販売に関する行であつて、電話勧誘販売に係る取組の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあることと主務省令で定めるもの。(改正後の五)

改正後の①

② 改正により追加

(業務の停止等)

第三案、主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十三条から第十五条までの規定に違反し、若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において、電話勧誘販売に係る取組の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあることと認めるときは、又は販売業者又は役務提供事業者が同条の規定による指示に従ひないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一ヶ月以内の期間を限り、電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

略

第三案の二 (改正により追加)

(電話勧誘販売における申込みの撤回等)

第四案、①販売業者若しくは役務提供事業者が電話勧誘販売に基き当該販売契約から商品若しくは指定権利若しくは役務につき当該販売契約若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等により受けた場合におけるその申込みを撤回するときは、販売業者若しくは役務提供事業者が電話勧誘行為により電話勧誘販売若しくは役務の提供を受ける者に電話勧誘販売若しくは役務の提供を受ける者に対し、電話勧誘販売若しくは役務の提供を受ける者以下(下の条及び次条において「申込者等」という)は、書面によりその売買契約若しくは

⑤ 役員提供供事業者又は指定権限の販売業者は、役員提供供約又は指定権限の販売契約に基づき申込みの撤回を行うことができる。但し、当該役員提供供約又は指定権限の販売契約に基づき役員が提供された業務の引取に際して、申込者が当該業務が終了した日か起算し八日を経過した場合には、この限りでない。

⑥ 役員提供供事業者又は指定権限の販売業者が、当該役員提供供約又は指定権限の販売契約に基づき申込みの撤回を行う場合において、当該役員提供供約又は当該指定権限に關する役務の提供に伴い申込者の土地又は建物の他の工作物の現状が変更されたときは、当該役員提供供事業者又は当該指定権限の販売業者に対し、その現状回復に必要な措置を講ずることを請求することができる。

⑦ 略

⑧ 略

新第四條の二 改正により追加

第二四條の二 略 改正後の第二四條の二

(適用除外)

第二六條(一) 往請略

一(往請) 略

イ 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第九項に規定する金融商品取引業を行う同条第八項に規定する商品の販売又は役務の提供、同条第十項に規定する商品の販売又は役務の提供、同条第十一項に規定する業務の提供、金融商品取引業が行う同条第十二項に規定する業務の提供、同条に規定する登録金融商品取引業法(第十三条の五)第三項第三号に規定する商品の販売又は役務の提供、

融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。が行つ宅地建物取引業法第二条第二号に規定する商品の販売又は役務の提供

二、仮に八まで掲げるものほか、他の法律の趣旨を十分に反映するものとして、通信販売又は電話提供契約における商品若しくは指定権利の売買契約又は後援提供契約について、その勧誘若しくは役務の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

(改正により追加)

附 改正後の③(4)

第二項又は第十九条第二項に規定する場合において、当該売買契約に係る商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る役務の対価の総額が政令で定める金額に満たないとき、改正後の⑤

（柱書略）
一 販売業者又は役務提供事業者がその営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受け又は売買契約若しくは役

務提供契約を締結することが通例であり、かつ、通常購入者又は役務の提供者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する訪問販売

(略)

販売業者又は役務提供事業者が電話勧誘行為により商品若しくは指定権利若しくは役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結することが

改正後の⑦

⑦—⑨
(略、改正後の⑧—⑩)

第三十四条① 統括者又は勧誘者は、その統括者の統括する一連の

この連鎖売上で、連鎖販売取引については、契約が連鎖販売業による商品販売者（売主）とあるべき店は、役所の提供したくはのあせを店その他のこれに類する設備（以下、店設備等）という、これによりて行う個人との契約に際し、以下の条において同じ）の締結について勧誘をするに際し、又その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を要するた、次の事項について、故意事実を捏造し、又は不実のことを告げる行為を行ふことにならぬ。

（一） 略

（承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等）

② 前項に規定する承諾を得 又は同項第一号に規定する請求を受けた統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、当該連鎖販売取引電子メール広告の相手方から連鎖販売取引電子メール広告の提供を受ける旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、連鎖販売取引電子メール広告をしたことによる

④ 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、連鎖販売取引電子メールアドレスを「第一項第三号に掲げる場合を除き、当該広告をするときは、第二項第三号に掲げる場合を除く。」とする。この限りでない。

⑤ 承諾を得た場合には、この限りでない。

当該電子メール広告に、第三十五条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めることにより、その相手方が連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けたい旨の意思を表示するために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならぬ。

⑤ 前二項の規定は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が他の者に次に掲げる業務のすべてにつき一括して委託しているときは、その委託に係る連鎖販売取引電子メール広告については、適用しない。

一・二(略)

三 前項に規定する連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項を表示する業務

第三六条の四① 統括者又は一般連鎖販売業者から前条第五項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委託を受けた

者（以下この章並びに第六十六条第四項及び第六項において「連鎖販売取引電子メール広告受託事業者」という）は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者（以下この条において「連鎖販売取引電子メール

「広告委託者」という。が行うその統括者の統括する一連の連鎖

販売業に係る連鎖販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで連鎖販売取引電子メール広告をしてはならない。

(2) 略

【指示】 主務大臣は、統括官が第三十三条の二、第三十四条第八条第一項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条第三十六条の二第五項を除く、若しくは前条の規定に違反若しくは次に掲げる行為をなく、若しくは勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三十五条第三項、第三十六条第三項若しくは第六項若しくは第六号第三項、第五項に掲げる行為をし、違反若しくは第六号第三項第五項に掲げる行為をし、違反

において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その統括者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

四 前三号に掲げるもののほか、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約に関する行為であつて、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。

第三項若しくは第四項、第二十五条、第二十六条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条の三(第三項を除く。)若しくは前条の規定に違反し、又は前項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引が公正及び連鎖販売取引の行方手との利益が害されるおそれがあると認めるときは、その勧誘者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第三十七条　連鎖販売取引を営む者は、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条の三、第三十七

(3) 主務大臣は、一般連鎖販売業者が第三十二条の三、第三十四条の二、第四項を除く、第三十五条、第三十六条、第三十七条の三(第五項を除く)、若しくは前条の規定に違反し、又は第六條各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認め

めるときは、その一般連鎖販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一・二 (改正により追加)

④ (略)

⑤⑥ (改正により追加)

(連鎖販売取引の停止等)
第三九条① 主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条
第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第
三十六條の三(第五項を除く。若しくは第三十七条の規定に違

反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合若しくは勧誘者が第三十三条之二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条若しくは第三十六条之三（第五項を除く）の規定に違反し若しくは前条第一項第二号から第

四号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正

及び連鑑財売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は統括者が同項の規定による指示に従わな
いときは、その統括者に対し、一年以内の期間を限り、当該連

願売業に係る連鎖販売取引において勧誘を行ない、かつ勧誘者が行なはざることを停止し、又はその行を連鎖販売取引の全部若しくは一部を中止し、これを命ずることができ、

主務大臣は、第四項第三十五号、第三十六号、第三十七号、第三十八号、第三十九号、第四十号、第四十一号及び第四十二号の各項目のうち、第二項第五号を除く、若しくは第三十三号の規定を違反し、若しくは前条第二項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正性の連鎖取引相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は勧誘者同条第二項の規定により指示にわたらぬときは、その勧誘者に対し一年以内規

間を限り、当該連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

主務大臣は、一般連鎖販売業者が第三十三条の二、第三十四

条第二項から第四項まで、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害され

④⑥(略)

第三九条の二
(改正により追加)

(合理的な根拠を示す資料の提出)
第四三条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否

かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした役務提供者事業者又は販売業者に對し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該役務提供者事業者又は当該販売業者が当該資料を提出しないときは、第四十六条及び第四十七

（合理的な根拠を示す資料の提出）
 第四四条の二主務大臣は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる表示に該当するものとみなす。

る事項につき不実の事を告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該役務提供事業者又は当該販売業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この

